

巻末資料

資料Ⅰ 長崎県感染症対策委員会

感染症の発生の予防及びまん延防止対策等の推進を図り、県民の公衆衛生の向上及び増進に資するため平成11年から設置しており、感染症法改正に合わせ、構成員を見直したうえで、感染症法第10条の2第1項に規定する「都道府県連携協議会」を兼ねるものとして令和5年5月に位置付け。

長崎県感染症対策委員会設置運営要綱

(目的)

第1条 長崎県における「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）第10条の2に規定する連携協議会として、感染症の発生の予防及びまん延防止対策等の推進を図り、県民の公衆衛生の向上及び増進に資するため、長崎県感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会の構成は45人以内とし、次の機関から推薦された者をもって組織する。

- (1) 感染症指定医療機関等
- (2) 診療に関する学識経験者の団体
- (3) 関係機関
- (4) 行政機関

2 委員長は、委員の中から互選する。なお委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(任期)

第3条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議)

第4条 委員会が必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項の協議等を行う。

- (1) 感染症法第10条に基づく長崎県予防計画（以下「予防計画」という。）の策定・見直し・進捗管理に関すること
- (2) 予防計画に定められた事項の具体的対策の検討・連携に関すること
- (3) 感染症法に基づく各種感染症の発生の予防・まん延防止対策等の推進に関すること
- (4) その他要綱の目的達成のために必要な事項

3 委員会の協議は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の構成員は、委員会において協議が調った事項について、その協議の内容を尊重するものとする。

5 協議は原則として非公開とする。

(専門部会)

第5条 本委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が委員会に諮って定め、専門部会の部会長は本委員会委員の中から委員長が指名する者をもってあてる。

3 専門部会委員は、専門部会長が選任する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、福祉保健部感染症対策室におく。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

(その他)

第8条 県は、一類感染症の発生等極めて緊急を要する場合及び新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときは、感染症対策委員会を開催できるものとする。

2 県は、委員長と協議・相談のうえ、協議する内容等に応じ、専門家及び関係機関を臨時的に指名・召集することができる。

長崎県感染症対策委員会 委員 名簿

敬称略・順不同

	機関名	職名	氏名
感染症指定医療機関等	長崎大学病院 第二内科	教授	迎 寛
感染症指定医療機関等	独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター	呼吸器内科 医長	近藤 晃
感染症指定医療機関等	地方独立行政法人長崎市立病院機構 長崎みなとメディカルセンター	感染制御センター長	澤井 豊光
感染症指定医療機関等	地方独立行政法人 佐世保市総合医療センター	感染制御室 室長	福田 雄一
感染症指定医療機関等	日本赤十字社長崎原爆諫早病院	院長	福島 喜代康
感染症指定医療機関等	地方独立行政法人北松中央病院	理事長兼病院長	東山 康仁
感染症指定医療機関等	独立行政法人地域医療機能推進機構 諫早総合病院	呼吸器内科 医師	三原 智
感染症指定医療機関等	長崎県島原病院	院長	蒲原 行雄
感染症指定医療機関等	長崎県五島中央病院	院長	竹島 史直
感染症指定医療機関等	長崎県上五島病院	医長	山川 大介
感染症指定医療機関等	長崎県壱岐病院	院長	向原 茂明
感染症指定医療機関等	長崎県対馬病院	院長	八坂 貴宏
診療に関する学識経験者団体	国立大学法人 長崎大学 感染制御教育センター	センター長	泉川 公一
診療に関する学識経験者団体	国立大学法人 長崎大学 生命医科学域	教授（小児科学）	森内 浩幸
診療に関する学識経験者団体	国立大学法人 長崎大学 熱帯医学研究所	教授（熱研内科学）	有吉 紅也
診療に関する学識経験者団体	全日本病院協会 長崎県支部	支部長	井上 健一郎
診療に関する学識経験者団体	長崎県日本病院会支部	支部長	栗原 正紀
関係機関	長崎県医師会	常任理事	米満 伸久
関係機関	長崎県医師会	常任理事	淵 直樹
関係機関	長崎県歯科医師会	理事	井手 祥二
関係機関	長崎県薬剤師会	副会長	井手 陽一

関係機関	長崎県看護協会	専務理事	余里 康子
関係機関	長崎県獣医師会	常務理事	岩松 茂
関係機関	長崎県栄養士会	会長	山口 佳代子
関係機関	長崎県老人福祉施設協議会	会長	片岡 義勝
関係機関	長崎県老人保健施設協会	会長	田川 雅浩
関係機関	長崎県認知症グループホーム連絡協議会	会長	清水 啓宗
関係機関	長崎県知的障がい者福祉協会	副会長	吉木 利徳
関係機関	長崎県身体障害児者施設協議会	会長	佐藤 正明
関係機関	長崎県精神障がい者福祉協会	副会長	立石 傳太郎
行政	長崎県町村会	時津町国保・健康増進課 課長補佐	奥川 美香
行政	長崎県市長会	壱岐市 危機管理課長	江口 亨
行政	長崎市保健所	所長	本村 克明
行政	佐世保市保健所	所長	井上 文夫
行政	長崎市消防局	局長	北村 正
行政	佐世保市消防局	局長	坊上 選
行政	長崎県保健所長会	県央・壱岐保健所長	藤田 利枝
行政	長崎県環境保健研究センター	所長	本多 雅幸
行政	福岡検疫所 長崎検疫所支所	支所長	高山 友英
行政	長崎県教育庁体育保健課	課長	松山 度良
行政	長崎県福祉保健部感染症対策室	室長	長谷川 麻衣子

資料2 予防計画目標値一覧

※網掛け部分は、任意の目標値

区分	項目	区 分	目 標 値		単位		
			流行初期	流行初期以降			
(1) 医 療 提 供 体 制	①病床（確保病床数）	各協定締結医療機関（入院）における確保可能病床数		337 床	633 床	病床数	
		流行初期医療確保措置対象		85 床		病床数	
		重症病床		19 床	27 床	病床数	
		特に配慮が必要な患者	精神疾患を有する患者		8 床	14 床	病床数
			妊産婦		16 床	23 床	病床数
			小児		19 床	27 床	病床数
			障害児者		2 床	16 床	病床数
			認知症患者		27 床	38 床	病床数
			がん患者		24 床	31 床	病床数
			透析患者		36 床	49 床	病床数
			外国人		7 床	9 床	病床数
	②発熱外来 （診療・検査医療機関数）	各協定医療機関（発熱外来）の機関数		494 機関	549 機関	医療機関数	
		流行初期医療確保措置対象		80 機関		医療機関数	
		③自宅療養者への医療 の提供	自宅・宿泊施設・高齢者施設における療養者等に医療を提供する 機関数		811 機関	843 機関	医療機関数
	機関種別		病院		55 機関	62 機関	医療機関数
			診療所		310 機関	329 機関	医療機関数
			訪問看護ステーション		78 機関	79 機関	機関数
			薬局		368 機関	373 機関	薬局数
	対応者種別		自宅療養者対応		666	808 機関	医療機関数
			宿泊療養者対応		544	594 機関	医療機関数
			高齢者施設等対応		637	655 機関	医療機関数
	④後方支援	後方支援を行う医療機関数		124 機関	137 機関	医療機関数	
		感染症患者以外の患者受入対応		113 機関	124 機関	医療機関数	
		感染症からの回復後に入院が必要な患者受入対応		109 機関	128 機関	医療機関数	
	⑤医療人材の確保人数 （派遣可能数）	派遣可能な人数（医師数、看護師数等）			329 人	派遣可能な人数	
		医師			72 人	派遣可能な人数	
		看護師			157 人	派遣可能な人数	
		その他			100 人	派遣可能な人数	
		任意 上記のうち、県外派遣可能な人数			63 人	派遣可能な人数	
		感染症医療担当従事者	医師			42 人	派遣可能な人数
			看護師			92 人	派遣可能な人数
			その他			73 人	派遣可能な人数
		任意 上記のうち、県外派遣可能な人数			62 人	派遣可能な人数	
		感染症予防等業務関係者	医師			32 人	派遣可能な人数
			看護師			82 人	派遣可能な人数
			その他			17 人	派遣可能な人数
			任意 上記のうち、県外派遣可能な人数			33 人	派遣可能な人数
		DMAT（医師、看護師、その他）			100 人	派遣可能な人数	
		DPAT（医師、看護師、その他）			5 人	派遣可能な人数	

区分	項目	区 分	目標値	単位
(2) 物資 の 確保	⑥個人防護具の備蓄を 十分に行う医療機関数	協定締結医療機関数	※ 686 機関	医療機関数
		うち、十分なPPEを備蓄	※ 549 機関	医療機関数
		※協定締結医療機関（病院、診療所、訪問看護事業所）のうち十分なPPEを備蓄している医療機関が8割以上であること		
		協定締結機関数（病院）	113 機関	医療機関数
		うち、十分なPPEを備蓄	91 機関	医療機関数
		協定締結機関数（診療所）	492 機関	医療機関数
		うち、十分なPPEを備蓄	394 機関	医療機関数
		協定締結機関数（訪問看護事業所）	81 機関	医療機関数
		うち、十分なPPEを備蓄	65 機関	医療機関数

区分	項目	区 分	目標値		単位
			流行初期	流行初期以降	
(3) 検査 体制	⑦検査能力、検査機器 確保数	検査実施能力	3491 件/日	6588 件/日	検査件数
		環境保健研究センター等	160 件/日	416 件/日	検査件数
		長崎市	80 件/日	160 件/日	検査件数
		佐世保市	60 件/日	120 件/日	検査件数
		医療機関	2232 件/日	3924 件/日	検査件数
		民間検査会社等	959 件/日	1968 件/日	検査件数
		検査実施能力	8 台	13 台	設備台数
		環境保健研究センター等	4 台	9 台	設備台数
		長崎市	2 台	2 台	設備台数
		佐世保市	2 台	2 台	設備台数
(4)宿泊 療養体 制	⑧宿泊施設確保居室数	確保居室数	80 室	900 室	居室数
		公的施設	8 室	8 室	居室数
		民間宿泊施設	72 室	892 室	居室数

区分	項目	区 分	目標値	単位
(5)人材 の養成・ 資質の 向上	⑨研修・訓練回数	研修・訓練を（年1回以上）実施した・参加した回数/割合	1074 回 10割	回数・割合
		協定締結医療機関	1060 機関	医療機関数
		参加又は実施割合	10 割	※全機関
		保健所（県立・保健所設置市）※有る際の全構成人員が対象	10 回	研修・訓練の回数
		県職員等（県・保健所設置市）※感染症対策部門や衛生研究所職員等	4 回	研修・訓練の回数

区分	項目	区 分	目標値	単位
(6) 保健 所の 体制 整備	⑩人員確保数 即応可能なIHEAT要員の 確保数 (IHEAT研修受講者数)	流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員 の確保数	1315 人	人数
		即応可能なIHEAT要員の確保数 (IHEAT研修受講者数)	34 人	人数
		西彼保健所 確保数	122 人	人数
		IHEAT研修受講者数	1 人	人数
		県央保健所 確保数	94 人	人数
		IHEAT研修受講者数	3 人	人数
		県南保健所 確保数	118 人	人数
		IHEAT研修受講者数	2 人	人数
		県北保健所 確保数	87 人	人数
		IHEAT研修受講者数	1 人	人数
		五島保健所 確保数	42 人	人数
		IHEAT研修受講者数	1 人	人数
		上五島保健所 確保数	24 人	人数
		IHEAT研修受講者数	1 人	人数
		壱岐保健所 確保数	30 人	人数
		IHEAT研修受講者数	1 人	人数
		対馬保健所 確保数	43 人	人数
		IHEAT研修受講者数	1 人	人数
		長崎市保健所 確保数	453 人	人数
		IHEAT研修受講者数	15 人	人数
		佐世保市保健所 確保数	302 人	人数
		IHEAT研修受講者数	8 人	人数

新興感染症対応における、県立保健所業務の整理

【R50920、21 WG後修正版】

★本庁でマニュアル化検討が必要な業務、
感染蔓延期＝全例積極的疫学調査は不適応期

セル色の説明

外部委託	本庁一元化	一元化	保健所対応
------	-------	-----	-------

	外部化もしくは応援で対応することを念頭に細分化した主な業務	海外発生	国内発生 (大臣発表)	県内発生 (大臣発表～1か月)	県内発生 (2～3か月)	県内発生 (～6か月)	感染蔓延 期	委託先（想定）	備考(ICT化可能業務等、効率化案)
01検査業務 保健所が実施する行政検査	感染疑い患者への行政検査（感染症指定医療機関実施分）	保健所対応		保健所対応					
	* 接触者調査における検査対象者の選定（疫学調査後） 対象者のリスト作成			保健所対応					
	検体採取必要物品の準備（ラベル・スπιツ等）			保健所対応	保健所対応 （一部外部委託）	保健所対応 （一部外部委託）		一部外部委託は県医師会と集合契約を想定	デジタル化を検討(システム入力後、印刷まで)
	病原体検査依頼（環保研へ）			保健所対応					デジタル化を検討・まん延期は検査は民間検査所へ委託
	検査実施施設との調整（外部の検査機関の場合）			本庁					ICT化。
	行政検査依頼文書作成（医療機関で接触者の行政検査を行う場合）			保健所対応					デジタル化。
	保健所行政検査対象者（濃厚接触者）へ検査受検に係る連絡（日時・場所等）			保健所対応					
	集団検査（現地・保健所ドライブスルー等）：受付			保健所対応					
	集団検査（現地・保健所ドライブスルー等）：交通整理			保健所対応					
	集団検査（現地・保健所ドライブスルー等）：検体採取			保健所対応					
	検体梱包			保健所対応					
	検体搬送			保健所対応	外部委託開始			バイク使用	
	検査施設等からの結果の受理（外部の検査機関）			本庁					
	検査施設等からの結果の受理（環保研）			保健所対応					ICT化検討項目
	検査対象者全員への検査結果返し			保健所対応	保健所対応 （一部外部委託）	保健所対応 （一部外部委託）		医療機関 （医師会）	ICT化検討項目（定型文書印刷まで） 空電プッシュ等のIT活用により効率的に連絡（初期は陽性者へ電話連絡で結果返し） ※誤送信のリスクありどのように予防するか
	自宅等での検体採取にかかわる作業			保健所対応					
	検体検査資材の管理（スπιツ、薬液等）			保健所対応					
	検体搬送の梱包用ケースの管理			保健所対応					
	0 2 NESID入力 （感染者等に関する情報の入力）	発生届情報等の入力（保健所長診断分、医療機関の紙媒体発生届）			保健所対応				
03NESID確認 （感染者等に関する情報の精査・修正入力作	発生届記載内容の確認（本人・家族、医療機関等）			保健所対応					
04積極的疫学調査 調査計画・実施・事後対応（行政検査は別掲）	記載内容修正			保健所対応					
	感染者（または家族）への疫学調査			保健所対応					疫学調査の限定化による、事務職等の動員
	所内検討：感染源・濃厚接触者（接触者）の特定			保健所対応					事務職等での対応
	* 濃厚接触者への連絡（検査案内・行動制限等指導）			保健所対応					ICT化、事務職等での対応
	検査結果受理			保健所対応					
	所内検討：陽性者のリスク評価、療養先の決定			保健所対応					
	陽性者への連絡（感染対策指導、健康観察説明他）			保健所対応					初期は電話連絡、ICT化
	陰性者への行動制限等説明			保健所対応					事務職等での対応、ICT化
	療養の情報についてデータベースへ入力			保健所対応					データベースでの共有（ICT化）
	クラスター対策（現地指導含む）			保健所対応					
アンケートシステムによる疫学情報収集				本庁				デジタル化（感染者の属性や特定の行動の有無の把握を想定）	
05入院の医学的必要性の判断のための受診・入院調整	入院調整体制について会議等で合意形成（医療機関間での入院調整体制へ移行、転送先の促進）		保健所対応						
	①【入院が必要かどうか不明の患者について】			保健所対応	医療機関				
	診断医・健康観察機関からの連絡の受理			保健所対応					
	本人・家族へ保健所から状態確認の連絡			保健所対応	医療機関				
	所内検討（保健所長報告）			保健所対応					
	入院の必要性の判断のための受診調整			保健所対応	医療機関				
	本人・家族との連絡調整（時間・場所・搬送手段）			保健所対応	医療機関				
	搬送手段先との調整（家族・保健所・委託先）			保健所対応	移動手段がない場合は保健所対応				
	重症度判定や入院判断結果の受理			保健所対応					
	療養の情報についてデータベースへ入力			保健所対応	医療機関				
	②【明らかに入院適用な患者について】			保健所対応	医療機関				
	診断医・健康観察機関からの連絡受理			保健所対応	医療機関				
	本人・家族へ保健所から状態確認の連絡			保健所対応	医療機関				
	所内検討（保健所長報告）			保健所対応	医療機関				
	入院受入れ医療機関との調整（入院調整含む）			保健所対応	医療機関				
	本人・家族との連絡調整（時間・場所・搬送手段）			保健所対応	医療機関				
	搬送手段先との調整（家族・保健所・委託先）			保健所対応					
療養状況のデータベースへの入力（入院時、退院時）			保健所対応	医療機関				入院先の医療機関が入力	
医療機関の空床状況の把握・確認			保健所対応	医療機関					
③夜間・休日の救急対応			保健所対応	要検討					
06 宿泊療養調整	宿泊療養か自宅療養かの判断			保健所対応	外部委託			自宅・宿泊療養FC	
	宿泊時：宿泊希望者からの連絡の受理			保健所対応	外部委託			自宅・宿泊療養FC	
	宿泊療養施設との調整（宿泊療養先へ宿泊療養者のリストを送付、入所可能数の把握）			保健所対応	外部委託			自宅・宿泊療養FC	
	本人・家族に宿泊療養入所に関する連絡（時間・施設説明等）			外部委託開始				宿泊療養施設運営主体	本人・家族と療養先が直接連絡する
	必要時患者搬送手段先との調整			外部委託開始	外部委託			宿泊療養施設運営主体	
	療養状況のデータベースへの入力（入所時、退所時）			外部委託開始	外部委託			宿泊療養施設運営主体	
	発生届・疫学調査の結果をもとに健康観察方法の決定			保健所対応	外部委託			自宅・宿泊療養FC	患者情報はデータ等で共有（ICT化） ※FC＝フォローアップセンター
07健康観察 （開始から療養解除まで）	対象者へ健康観察方法の連絡			保健所対応	外部委託			自宅・宿泊療養FC	診断医にて自宅療養リフレッツ等は配布（診断医・業者等・ショートメッセージ）
	健康観察先への連絡(重症化リスク別に振り分け)			保健所対応	外部委託			自宅・宿泊療養FC	ICT化（委託先との連携）
	健康観察			保健所対応	外部委託			民間業者 医師会・薬局他	重症化リスクの程度に応じた委託先を検討
	健康観察者で別途対応が必要な患者への対応			保健所対応					委託先と保健所の連携
	医療処置等必要時の繋ぎ（健康観察実施機関）			保健所対応	外部委託			民間業者 医師会・薬局他	
	療養解除作業（解除判断、入力、対象者連絡）			保健所対応	外部委託			自宅・宿泊療養FC	データ上の処理で、自動で患者へ通知
	健康観察データの統括管理（総数、療養状況別の数等）			保健所対応	外部委託			自宅・宿泊療養FC	
	濃厚接触者の健康観察			保健所対応					
	搬送時の関係者・機関との調整（家族・保健所・委託先・医療機関等）			保健所対応					
08患者搬送業務（移送）	対象者（本人・家族）との連絡調整			保健所対応					
	搬送車運転			保健所対応	外部委託			民間業者	介助を要する対象者の搬送手段は要検討 同乗や会計年度雇用による運転業務等要検討
	搬送先への職員の同乗(県運転士運転の場合は、同乗が必要)			保健所対応					原則、家族等の対応だが、対応不可の場合、 宿泊療養施設運営業務内に含めた
	移送 自宅と医療機関間の移送			保健所対応	外部委託				広域搬送調整は本庁対応
	移送 宿泊療養施設受着の移送			外部委託					担当保健所等のマニュアル化が必要
	園域外搬送手段等調整（保健所間、自衛隊等関係機関）			本庁対応					出動した消防本部で対応できないか？
	離島から本土着後の搬送補助			保健所対応					
09必要な事務作業	消防車両の消毒（離島から本土搬送時の陸路移動や、広域搬送時）			保健所対応					
	療養証明書作成			保健所対応	外部委託			自宅・宿泊療養FC	ICT化
	入院勧告書作成			保健所対応					ICT化。技術職員以外へのタスクシフト（入院判断後）要検討 ⇒保健所対応
	就業制限の作成			保健所対応					要検討⇒保健所対応
	消毒命令の作成			保健所対応					要検討⇒保健所対応
	健康診断勧告書の作成			保健所対応					要検討⇒保健所対応
	公費（医療費等）負担事務			保健所対応					一元化を要検討
	本庁報告用 公表用の基礎資料の作成			保健所対応	本庁			本庁	データベースからの抽出
10パルス配送業務	感染診査協議会の実施		要検討						
	健康観察に協力可能な第2種感染症協定指定医療機関へパルスオキシメーター配布（医師がリスクに応じ陽性者へ配布）			本庁	外部委託			民間業者	薬局等から患者へ配布できるか要検討
	配送必要者のリスト作成			本庁	外部委託			民間業者	データベースからの抽出
	配送業者への連絡			本庁	外部委託			民間業者	
	対象者への交付			本庁	外部委託			民間業者	
	物品管理：在庫管理（消毒・動作確認含む）			本庁	外部委託			民間業者	離島は、悪天候による配送困難等を想定し、一部は保健所で保管管理
	物品管理：使用者へ回収の連絡			本庁	外部委託			民間業者	
11相談業務	パルス購入			本庁	外部委託			民間業者	
	新興感染症の一般相談・健康相談	本庁		外部委託開始				民間業者	保健所から本庁へ応援の可能性あり
12その他	新興感染症の受診相談等	本庁		外部委託開始				民間業者	保健所から本庁へ応援の可能性あり
	園域外保健所への通報等の連携			本庁 保健所 本庁 保健所					
	県外との対応			保健所					
	検疫所関連の対応業務（入国者の健康フォローアップ等）			保健所	保健所対応 外部委託				検疫所との調整は国の方針を確認しながら実施。対象者の健康観察は外部委託での対応も検討する
	食料支援（食料購入）			本庁	外部委託			県で一元化後、市町 や業者委託	
	食料支援について感染者への情報提供			保健所	外部委託				
	食糧支援が必要な対象者のリスト作成			保健所	外部委託				
	食料支援（食料保管、梱包、受付、発送、配達）			保健所 （協力可能な市町に 対して依頼）	外部委託			県で一元化後、市町 や業者委託	
	食糧支援可能な市町との調整			保健所				県で一元化後、市町 や業者委託	
	特別な配慮が必要な方への食糧支援(受付～対応まで)			市町が対応するよう に今後調整				県で一元化後、市町 や業者委託	
	疑い例の感染症指定医療機関等への外来受診調整	保健所対応							
	地域の医療・検査体制の整備	保健所対応							